

春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、比較的安価な費用で倒壊を防ぐ程度にまで改修し、最終的には耐震化を促進するために旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値

(4) 耐震改修工事 別表に定める地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等を含む改修工事をいう。

(5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次のア及びイに分けて行う工事をいう。

ア 一段目耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、一定の耐震性を確保するために段階的に実施する1回目の耐震改修工事をいう。

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、全体的な耐震性確保のために段階的に実施する2回目の耐震改修工事をいう。

(6) 事業者 補助の対象となる木造住宅の耐震改修工事を施工する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者又は当該者の同意を得て耐震改修工事を実施する親族であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次のいずれかに該当する段階的耐震改修工事とする。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満又は第2条第2号イによる得点（以下「得点」という。）が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を実施することにより、1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事
- (2) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が0.4以下又は得点が40点以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を実施することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事
- (3) 前2号の一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする二段目耐震改修工事

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内において、過去にこの要綱（一段目耐震改修工事に係るものを除く。）又は次の各号に掲げる要綱に規定する補助金の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

- (1) 春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日廃止）
- (2) 春日井市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）
- (3) 春日井市耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成23年7月5日施行）
- (4) 春日井市木造住宅除却費補助金交付要綱（平成30年4月1日

施行)

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める耐震補強工事及び附帯工事に要する費用（以下「耐震改修工事費」という。）とする。この場合において、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

(補助金の額)

第6条 1戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり）に対する補助金の額は、補助対象経費のうち、次の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一段目耐震改修工事 耐震改修工事費の5分の4以内の額（600,000円を限度とする。）

(2) 二段目耐震改修工事 耐震改修工事費の5分の4以内の額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額とし、400,000円を限度とする。）

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る段階的耐震改修工事の契約を締結する前に、春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の住宅であることを確認できる書面
- (3) 次の事項を記載した耐震改修工事計画書
 - ア 案内図、平面図及び立面図
 - イ 段階別に作成した補強計画図その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限る。一段目耐震改修工事の場合は、二段目耐震改修工事のものも合わせて提出する。）
- (4) 耐震改修工事費見積書（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (5) 市税の滞納のない証明書
- (6) 所有者の同意を証する書面（申請者が所有者と異なる場合に限る。）

2 前項第 5 号の書類について、市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略することができる。

（申請の取下げのできる期間）

第 8 条 規則第 5 条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して 10 日を経過する日とする。

（地位の承継）

第 9 条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を

行う意思があるときに限り、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金地位承継届（第2号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

第10条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、市長は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負等契約書の写し

(2) 工事費等請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）

(3) 耐震改修工事の内容が確認できる工事写真

(4) 耐震改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限る。）

（補助金の交付方法）

第 12 条 補助金は、規則第 10 条の規定に基づき補助金の額を確定した後、補助事業を行った者（申請者が次条第 1 項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合にあっては、当該事業者）の請求に基づいて交付するものとする。

（補助金の受領の委任）

第 13 条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から実績報告までの間に、春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金受領委任払申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金受領委任払承認通知書（第 4 号様式）により、申請者及び事業者に通知するものとする。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第5条関係）

耐震改修工事

| 区分 | 耐震補強工事 | 附帯工事 |
|---|--|---|
| 総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事 |
| 総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） |
| 総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事 | | <ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） |
| その他の補強工事 | 上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事 | 上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事 |